

静岡市固定資産評価審査委員会  
情報セキュリティ基本方針

令和8年4月1日

静岡市固定資産評価審査委員会

## 改 版 履 歴

版 数	作成日
第 1 版	令和 8 年 4 月 1 日

## 1 趣旨

この情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、静岡市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の委員が情報資産を安全かつ適切に利用するための指針を定め、情報の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

## 2 定義

基本方針における用語の定義は以下のとおりとする。

- （1）情報資産：委員会が保有・管理する文書・データ及び電子的記録情報を指す。
- （2）情報セキュリティ：情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを指す。
- （3）機密性：許可された者のみが情報にアクセスできるようにすること。
- （4）完全性：情報が正確かつ改ざんされていない状態を維持すること。
- （5）可用性：許可された利用者が必要な時に情報にアクセスできること。

## 3 基本方針の位置づけ

この基本方針は、委員会の情報資産の安全確保と適切な運用を実現するための最上位方針として位置付けられる。

## 4 委員の責務

委員会の委員は以下に従い、責任を持って情報セキュリティを確保するものとする。

- （1）情報セキュリティの重要性を認識する。
- （2）情報資産の取扱いにおいて、機密性・完全性・可用性を損なう行為を行わない。
- （3）基本方針を遵守する。

## 5 情報セキュリティ対策

委員会の委員が情報資産を安全に取り扱うために以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### （1）情報資産管理

情報資産の作成、利用、保管及び廃棄等の取扱いを適正に行う。

### （2）人的セキュリティ

委員に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、情報セキュリティ意識の向上を図る。

### （3）物理的セキュリティ

委員が取り扱う書類及び使用する端末について、盗難、紛失及び不正アクセスの防止が図られるよう、必要な措置を講ずる。

### （4）技術的セキュリティ

委員が使用するパソコンやモバイル端末等について、適切なセキュリティ設定及び安全な通信環境の確保が図られるよう、必要な措置を講ずる。

## 6 情報セキュリティインシデント対応

- (1) 委員は、情報セキュリティインシデント（情報漏えいや不正アクセスなど）を認知した場合、速やかに静岡市財政局税務部税制課に報告しなければならない。
- (2) 報告を受けた静岡市財政局税務部税制課は被害の拡大防止及び再発防止策を講じる。

## 7 基本方針の見直し及び自己点検

この基本方針は、必要に応じて見直し及び自己点検を行い情報セキュリティの向上を図る。